

## 山江村農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和5年11月10日（金）午前9時00分から午前10時20分
2. 開催場所 山江村役場 2階大会議室
3. 出席委員（14名）

農業委員	8名
推進委員	6名
4. 欠席委員（1名）

推進委員	1名
------	----
5. 議事日程
  - 日程1 開会
  - 日程2 会長挨拶
  - 日程3 諸般事情報告
  - 日程4 議事録署名委員の指名について
  - 日程5 議第53号農地法第3条の規定による、許可申請に対する意見決定について
  - 日程6 議第54号非農地証明願に対する認定について
  - 日程7 議第55号非農地証明願に対する認定について
  - 日程8 議第56号山江村農用地利用集積計画（第10次）に対する意見決定について
  - 日程9 議第57号山江村農用地利用集積等促進計画（第4次）に対する意見決定について
  - て
  - 日程10 議第58号農業振興地域整備計画の変更に係る農業委員会意見検討について
  - 日程11 その他
  - 日程12 今後の行事
  - 日程13 閉会
6. 農業委員会事務局職員 事務局長

## 7. 会議の概要

- 事務局長 おはようございます。それではご起立願います。一同礼。ご着席ください。
- 山江村農業委員会における農業委員の総数は8名で、本日の出席委員は8名であります。山江村農業委員会総会規則第8条の定足数に達しておりますので、総会の成立を宣言いたします。それでは只今より令和5年11月期の農業委員会総会を開会いたします。
- 日程2「会長挨拶」会長が挨拶を申し上げます。
- 会長 (会長挨拶)
- 事務局長 次に日程3、「諸般事情報告」となっております。農業委員、農地利用最適化推進委員におかれましては、何かございませんでしょうか。
- (なしの声)
- 事務局長 ありませんか。
- (なしの声)
- 事務局長 はい。ないようですので次に進みます。
- 事務局長 日程4「議事」に入ります。日程4以降につきましては、会長にて議事進行をお願いいたします。
- 議長 はい。これより議事に入ります。まず、日程4「議事録署名委員の指名について」山江村農業委員会総会規則第20条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長が会議において指名することとなっておりますので、私から指名をさせていただきます。今回の議事録署名委員は7番農業委員、8番農業委員をお願いいたします。次に日程5、議第53号「農地法第3条の規定による、許可申請に対する意見決定について」を議題とします。それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。
- 事務局長 それでは、議第53号について説明をいたします。総会資料の1ページをお開きください。議第53号「農地法第3条の規定による、許可申請に対する意見決定について」農地法第3条の規定による、別紙の許可申請があったので意見決定のため審議を求める。令和5年11月10日提出、山江村農業委員会会長。2ページをお開きください。農地法第3

条の規定による所有権移転許可申請の内容でございます。申請者の氏名等につきましては、譲渡人が〇区の方、譲受人が〇区の方であり、許可を受けようとする土地の字、番地、地目、面積はご覧のとおりでございます。総面積が382㎡でございます。総額は記載のとおりとなっております。経営計画等の内容につきましては、記載のとおりとなっております。3ページが申請書の写し、4ページ目から5ページに位置図及び現況写真を添付しております。農地法第3条第2項各号の判断につきましては、6ページの方に、調査書のとおりとなっております。なお、現地調査につきましては、譲受人及び譲渡人、担当農業委員と担当推進委員と共に11月6日に行っております。以上でございます。

議長

はい。それでは、事務局の説明が終わりましたので、担当農業委員から補足説明をお願いいたします。

担当農業委員

はい。説明いたします。11月6日月曜日午前10時10分より現地にて立会いを行ってきました。出席された方は譲受人の方、譲渡人の方、事務局長、事務局員、そして担当推進委員、私の6名で行ってきました。現地はですね4ページ（場所について説明）。こちらは現地の方は綺麗に管理されてありました。その譲渡人の方が高齢になりまして、今後、管理していくのが厳しいということで、今回このような案件を上げさせてもらったということでした。譲受人の方も、もう何回か草払いとかもされているということで、今後は柿とか栗とかを植えていくという話をされておりました。慎重な審議の方をよろしくをお願いいたします。

議長

はい。続きまして、同様に立会いを行いました、担当推進委員から何かありませんでしょうか。

担当推進委員

特にございません。

議長

はい。それでは、担当委員の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。農業委員の方、何かございませんか。

(なしの声)

議長

推進委員の方からの、質疑・意見等ありませんか。

(なしの声)

議長

事務局より、補足説明をお願いします。

事務局長

はい。それでは事務局より補足をさせていただきたいと思います。ページは2ページと3ページ。先ずですね、3ページの方の下の方の2という所ですね、土地の売買価格というのが出ております。今回ですね、土地の売買価格については〇〇円というふうな金額が出ておりますけれども、村の大体の価格と言いますとですね、3条の場合の売渡しの場合は、畑でいくと〇〇円程度が相場で、大体の標準価格が〇〇円程度となっておりますけれども、この箇所については、ちょっと〇〇円と相当大きい金額になっております。ただ、今回の申請については申請人の方の意向ということで〇〇円というふうに出ておりますので、事務局の方も高いなというふうに思ったんですが、これは双方のですね話によっての申請になっておりますので、事務局の方からはですね、これが高いとか安いとかというようなことはできませんでした。実際ですね。ということで受付はしておりますけれども、通常、5条申請ですね、宅地申請とかでなってきますと、このくらいの金額は相場的にはあるんですけども、今回3条の中ではですね、若干、事務局としては高いなというようなことはありましたけれども、申請段階から双方の話によってついたことでありましたので、敢えてですね、双方には話はしておりません。以上でございます。

議長

はい。今、事務局より補足説明がありました。これを踏まえての意見で結構ですので、再度、農業委員の方、推進委員の方、どなたでも結構ですので質疑・意見等ございませんか。

会長職務代理者

よかですか。

議長

はい。〇〇委員。

会長職務代理者

あの、私も大変高いなと思いますけれども、今後、尾を引くということはないでしょうかね。

事務局長

先ほど言いましたとおりですね、事務局としましてはですね、双方というか、これは司法書士を通しての、申請でした。実際、申請者の方とやり取りをしたわけではございませんけれども、通常であれば、大体いくらかが相場だろうかというお尋ねが事務局の方にもある案件はあります。全部ではありませんけれども。そういう場合は、いくらですよという金額は言えませんが、大体このくらいというのが評価と言いますかですね、出てますけれども、それを別として考えていただいた方がいいのではないのでしょうかというようなことは言ってます。ただ、今回、先ほど言いましたとおりですね、双方で話をされていて、この案件についてはちょっと特殊かなと思ってますので、尾を引くということ

はないかなと思っているところではあります。

議長

〇〇委員よろしいでしょうか。

会長職務代理者

はい。

議長

他にありませんか。

(なしの声)

議長

質疑がないようですので、それでは採決をいたします。議第53号「農地法第3条の規定による許可申請に対する意見決定について」異議がない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長

はい。全員挙手により、議第53号は原案のとおり決定いたします。

議長

次に日程6、議第54号「非農地証明願に対する認定について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。

事務局長

それでは、議第54号についてご説明をいたします。総会資料の7ページをお開きください。議第54号「非農地証明願に対する認定について」農地法第2条第1項の規定に該当しない土地として非農地証明願の届け出があったので認定について審議を求める。令和5年11月10日提出、山江村農業委員会会長。8ページがですね、申請書非農地証明願の写しでございます。(申請内容について説明)。非農地となった時期や事由につきましてはご覧のとおりとなっております。11ページに調査報告書を、それから9ページから10ページまでに地籍図・現況写真を添付しております。現況の詳細につきましては記載のとおりで、営農条件は著しく劣るものとみております。現地調査につきましては会長と担当推進委員と共に11月6日に行っております。以上でございます。

議長

はい。それでは、事務局の説明が終わりましたので、私から補足説明をいたします。11月6日10時半頃より、申請者の方、担当推進委員、事務局長、事務局員、私の5名で現地調査を行いました。(場所についての説明)。現地の状況といたしまして、水田ということですが、水の来るところがありませんし、日当たりも良くありません。土地も砂交じりで耕作できていない状態であります。ただ、放棄地にして草ボウボウであれば草刈りを行っていたということではあります。耕作するにあ

たつては非常に劣るということで、非農地にしてもよろしいんじゃないかというふうに考えております。審議の方をどうぞよろしく願いいたします。

議長 続きますて、同様に立会いを行いました、担当推進委員から何かありませんでしょうか。

担当推進委員 ありません。

議長 はい。それでは、担当委員の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。農業委員の方、何か質疑ございませんか。

(なしの声)

議長 推進委員の方からの、質疑・意見等ございませんか。

(なしの声)

議長 質疑がないようですので、それでは採決をいたします。非農地証明の認定について異議がない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長 全員挙手により、非農地証明願に対して認定し、証明書を発行することで決定いたします。

議長 次に日程7、議第55号「非農地証明願に対する認定について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。

事務局長 それでは、議第55号についてご説明をいたします。総会資料の12ページをお開きください。議第55号「非農地証明願に対する認定について」農地法第2条第1項の規定に該当しない土地として非農地証明願の届け出があったので認定について審議を求める。令和5年11月10日提出、山江村農業委員会会長。13ページが非農地証明願の写しでございます。(申請内容について説明)。非農地となった時期や事由につきましてはご覧のとおりとなっております。16ページに調査報告書を、それから14ページから15ページまでに地籍図・現況写真を添付しております。現況の詳細については記載のとおりで、山林化をしております。営農状況は著しく劣るものとみております。現地調査につきましては先程と同じ会長と担当推進委員と共に11月6日に行っております。

す。以上でございます。

議長

はい。それでは、事務局の説明が終わりましたので私から補足説明を行います。11月6日10時45分頃より、申請者の方は欠席されました。担当推進委員、事務局長、事務局員、私の4名で現地調査を行いました。(場所について説明)。写真でもわかりますとおり、もう既に山林化しており耕作できそうにもありません。審議の程よろしく願いいたします。

議長

続きまして、同様に立会いを行いました、担当推進委員から何かありませんでしょうか。

担当推進委員

別にありません。

議長

はい。それでは、担当委員の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。農業委員の方、何か質疑・意見等ございませんでしょうか。

(なしの声)

議長

推進委員の方からの、質疑・意見等ありませんでしょうか。

(なしの声)

議長

再度、農業委員の方、質疑・意見等ございませんか。

(なしの声)

議長

はい。質疑・意見等がないようですので、それでは採決をいたします。非農地証明の認定について異議がない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長

はい。全員挙手により、非農地証明願に対して認定し、証明書を発行することで決定いたします。

議長

次に日程8、議第56号「山江村農用地利用集積計画(第10次)に対する意見決定について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局長

それでは、議第56号についてご説明いたします。総会資料の17ペ

ージをお開きください。議第56号「山江村農用地利用集積計画（第10次）に対する意見決定について」令和5年山江村農用地利用集積計画（第10次）を定めることについて、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、山江村長から意見を求められたので、この計画について可否を求める。令和5年11月10日提出、山江村農業委員会会長。18ページから19ページが意見書の写しでございます。それから20ページが総括表となっております。それから21ページの利用権の設定等状況一覧表をご覧ください。利用権設定が記載されておりますが、農地中間管理事業（農地バンク）を利用しており、左から「賃借権」の区分、貸し手、借り手の氏名が記載されています。貸し手と公社は約10年、公社と借り手は5年から10年の契約となっております。借り手の経営面積、今回の利用権を設定する土地の地目、面積等が記載されていますのでご覧ください。なお、案件は3件で総面積は3,702㎡でございます。23ページは農地中間管理事業を利用して公社を介した計画一覧表となっており、21ページの詳細が記載されており、筆数、賃料が記載されておりますのでご覧ください。戻っていただいて22ページの利用権の設定等状況一覧表をご覧ください。こちらにつきましては、公社を通さず相対での利用権設定となっており、今回申請されましたのは再設定が2件です。案件の総面積が7,332㎡でございます。合計の5件11,034㎡が今回の集積となっております。

それでは、賃借権の新規設定1件1筆分についてご説明をいたします。総会資料の24ページをご覧ください。賃借権の設定に係ります申請でございます。申請人に関しましては、貸し手が〇〇県の方、それから、借り手が農業公社を介して〇〇市の方でございます。25ページをご覧ください。（申請内容について説明）。期間は、貸し手と公社は10年。賃借料の支払いにつきましては記載のとおりでございます。32ページは賃借権設定の転貸関係の書類となっております。期間は公社と借り手は5年。賃借料の支払いにつきましては、記載のとおりでございます。33ページから34ページまでに地籍図・現況写真を添付しております。現地調査につきましては、担当農業委員と担当推進委員とともに11月6日に行っております。以上でございます。

議長

はい。それでは、事務局の説明が終わりましたので担当農業委員から補足説明をお願いいたします。

担当農業委員

はい。説明いたします。11月6日9時20分より調査いたしました。事務局長と事務局員と私と担当推進委員と借り手の方、そして貸し手の方6名で調査いたしました。（場所について説明）。もう、前から耕作されていたようですので大丈夫と思っております。慎重な審議の程よろしくをお願いいたします。



議長 はい、続きまして、同様に確認を行いました担当推進委員から何かありませんでしょうか。

担当推進委員 ありません。

議長 それでは、担当委員の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。農業委員の方、何かございませんか。

(なしの声)

議長 推進委員の方からの質疑等ありませんか。

議長 はい。〇〇推進委員。

〇〇推進委員 農地貸し付け同意書が何枚もあるんですけど、これはどういうあれなんですか。

事務局長 これはまだお父さんからその本人さんに名義が移ってないということで。申請者の方にですね。今回、農地バンクを利用しての貸与の時に同意書をつけるということで、今までもあったんですけど今回付けさせていただいております。この方々が名義人と言いますか、権利があるということでありましたので、今回、同意書を付けさせていただいたということでもあります。以上です。

〇〇推進委員 この、〇〇さんの子供とか孫で。

事務局長 これは〇〇さんの子供さんとか。

〇〇推進委員 子供で〇〇さん。

事務局長 孫になります。それでお孫さんが申請ということになってます。

〇〇推進委員 それで、孫が2人ぐらいおっですよ。

事務局長 〇〇さんと。他に孫も2人おります。

〇〇推進委員 それが登記しとらんということですかね。

事務局長 そうですね。

議長 よろしいですか。

〇〇推進委員 はい。

議長 他に質疑・意見等ございませんか。

(なしの声)

議長 再度、農業委員の方、質疑・意見等ございませんか。

(なしの声)

議長 それでは、質疑・意見がないようですので、それでは採決をいたします。新規設定1件1筆分について、異議がない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長 はい。全員挙手により、新規設定1件1筆分については、原案のとおり決定いたします。

議長 続きまして、賃借権の新規設定1件1筆分について事務局の説明をお願いいたします。

事務局長 それでは、賃借権の新規設定1件1筆分についてご説明いたします。総会資料の35ページをお開きください。賃借権の設定に係る申請でございます。申請人に関しましては、貸し手が〇〇区の方、借り手が農業公社を介して〇〇町の〇〇の方でございます。36ページをご覧ください。(申請地所在について説明)。期間は、貸し手と公社は10年1ヶ月。賃借料の支払いにつきましては記載のとおりでございます。37ページは賃借権設定の転貸関係の書類となっております。期間は公社と借り手は10年1ヶ月。賃借料の支払いにつきましては、記載のとおりでございます。38ページから39ページまでに地籍図・現況写真を添付しております。現地調査につきましては、担当農業委員と担当推進委員とともに11月6日に行っております。以上でございます。

議長 はい。それでは、事務局の説明が終わりましたので担当農業委員より補足説明をお願いいたします。

担当農業委員                    それでは説明をいたします。11月6日午前9時より、出し手の方、受け手の方、事務局長、事務局員、担当推進委員、私と6名で現地調査を行いました。(場所について説明)。現在は、47ページの写真を見ていただければ分かると思いますが、草刈りが終わり、耕作の準備が整っている状態です。これから〇〇の作付け、その後は〇〇を植えて管理されるそうです。問題はないと思いますが、慎重な審議をよろしく願いいたします。

議長                                はい。それでは、担当委員の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。農業委員の方、何かございませんか。

                                      (なしの声)

議長                                推進委員の方からの質疑・意見等ございませんか。

〇〇推進委員                    1つだけ。

議長                                はい。〇〇推進委員。

〇〇推進委員                    すみません。この土地の1筆なんでしょうけど、周りの土地と関連するというのが何かあるんでしょうか。

事務局長                         39ページの写真を見られているということによろしいですか。

〇〇推進委員                    はい。

事務局長                         ここにつきましては先程、後からも出てくるんですけども、担当農業委員がですね、ちょっと話をされました47ページを見ていただいてですね、この土地の47ページが全面積ということで、ちょっと見ていただいた方がいいと思います。47ページのちょっと赤い枠で囲んであります下の方がですね、この39ページの写真となっていて、ここについては3筆になっております。基本的にはですね。3筆の中の1筆ずつが所有者の方が違うもんですから、1筆ずつですね、貸し借りをやっているということで、今回はその1筆目ということでこの39ページの写真はなっているところでございます。

〇〇推進委員                    では他の所も出ているということですか。

事務局長                         はい。後から出てまいります。

〇〇推進委員

分かりました。

議長

よろしいですか。

〇〇推進委員

はい。

議長

他にございませんか。

(なしの声)

議長

はい。ないようですので、それでは採決をいたします。新規設定1件1筆分について、異議がない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長

はい。全員挙手により、新規設定1件1筆分については、原案のとおり決定いたします。

議長

続きまして、賃借権の新規設定1件1筆分について事務局の説明をお願いいたします。

事務局長

はい。それでは、賃借権の新規設定1件1筆分についてご説明いたします。総会資料の40ページをご覧ください。賃借権の新規設定に係る申請でございます。申請人に関しましては、貸し手が〇〇区の方ほか〇名、借り手が農業公社を介して〇〇町の〇〇の方でございます。41ページをご覧ください。(申請地所在について説明)。期間は、貸し手と公社は10年1ヶ月。賃借料の支払いにつきましては記載のとおりでございます。戻っていただいて、37ページは賃借権設定の転貸関係の書類となっております。下段の方を見ていただければというふうに思っています。期間につきましては、公社と借り手は10年1ヶ月。賃借料の支払いにつきましては、記載のとおりでございます。それから、ページがとびまして、46ページから47ページまでに地籍図・現況写真を添付しております。現地調査につきましては、先ほどと同じ担当農業委員と担当推進委員とともに11月6日に行っております。以上でございます。

議長

はい。それでは、事務局の説明が終わりましたので担当農業委員より補足説明をお願いいたします。

担当農業委員

それでは説明いたします。先ほど案件の畑の区画でありまして、さっきの話のとおりでございます。それでよろしいでしょうか。

議長 はい。それでは、担当委員の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。農業委員の方、何かございませんか。

(なしの声)

議長 推進委員の方からの質疑・意見等ございませんか。

(なしの声)

議長 再度、農業委員の方、質疑・意見等ございませんか。

(なしの声)

議長 はい。質疑・意見等ないようですので、それでは採決をいたします。新規設定1件1筆分について、異議がない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長 はい。全員挙手により、新規設定1件1筆分については、原案のとおり決定いたします。

議長 続きまして、賃借権及び使用貸借権の再設定1件4筆分について事務局の説明をお願いいたします。

事務局長 はい。それでは、再設定1件4筆分についてご説明いたします。総会資料の48ページをご覧ください。賃借権及び使用貸借権の設定に係る申請でございます。申請人に関しましては、貸し手は〇〇県の方、借り手は〇〇区の方でございます。49ページをご覧ください。(申請内容について説明)。以上、小計4筆、合計が3,070㎡でございます。期間は3年。賃借料の支払いにつきましては、ご覧のとおりとなっております。50ページから54ページまでに地籍図、現況写真を、それから55ページに調査書を添付しております。再設定分につきましては現地調査を行っておりませんが、事務局において現況確認を行っております。1筆目から3筆目までの現地は、(場所について説明)。山林に囲まれておりますが道路沿いということもあって栗園として適切な管理がされておりました。4筆目(場所について説明)。こちらも稲刈りが行われた後でございまして適切に管理がされていると現地で判断しました。以上でございます。

議長 はい。それでは、事務局の説明が終わりましたので質疑に入ります。農業委員の方、何かございませんか。

(なしの声)

議長 推進委員の方からの質疑・意見等ございませんか。

(なしの声)

議長 再度、農業委員の方、質疑・意見等ございませんか。

議長 はい。質疑・意見がないようですので、それでは、採決をいたします。再設定1件4筆分について、異議がない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長 はい。全員挙手により、再設定1件4筆分につきましては、原案のとおり決定いたします。

議長 続きまして、賃借権及び使用貸借権の再設定1件4筆分について事務局の説明をお願いいたします。

事務局長 はい。それでは、再設定1件4筆分についてご説明いたします。総会資料の56ページをお開きください。賃借権及び使用貸借権の設定に係る申請でございます。申請人に関しましては、貸し手、借り手の方、共に〇〇区の方でございます。57ページをご覧ください。(申請内容について説明)。以上、小計4筆、合計が4,262㎡でございます。期間は3年。賃借料の支払いにつきましては、ご覧のとおりとなっております。58ページから62ページまでに地籍図、現況写真等を、63ページに調査書を添付しております。再設定分につきましては現地立会いを行っておりませんが、事務局において現況の確認を行っております。1筆目、2筆目は、先ほどの現地と同じ場所周辺にございまして、同様に栗園として適切に管理をされておりました。3筆目、4筆目につきましては〇〇地区の公民館の手前側の圃場で、こちらも稲刈りが行われた後で適切な管理がなされていると現地で判断しました。以上でございます。

議長 はい。それでは、事務局の説明が終わりましたので質疑に入ります。農業委員の方、何かございませんか。

(なしの声)

議長

推進委員の方からの質疑・意見等ございませんか。

(なしの声)

議長

再度、農業委員の方、質疑・意見等ございませんか。

(なしの声)

議長

はい。質疑・意見がないようですので、それでは、採決をいたします。再設定1件4筆分について、異議がない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長

はい。全員挙手により、再設定1件4筆分につきましては、原案のとおり決定いたします。

議長

ここで、7番農業委員が所用の為、退席いたします。

(7番農業委員退席)

議長

次に日程9、議第57号「山江村農用地利用集積等促進計画(第4次)に対する意見決定について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局長

それでは、議第57号について説明をいたします。総会資料の64ページをお開きください。議第57号「山江村農用地利用集積等促進計画(第4次)に対する意見決定について」令和5年山江村農用地利用集積等促進計画(第4次)を定めることについて、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、山江村長から意見を求められたので、この計画について可否を求める。令和5年11月10日提出、山江村農業委員会会長。65ページから66ページまでが意見書の写しでございます。それから67ページが総括表となっております。68ページの利用権の設定等状況一覧表をご覧ください。利用権設定が記載されておりますが、農地中間管理事業(農地バンク)を利用しており、左から賃借権の区分、貸し手、借り手の氏名が記載されています。貸し手と公社は10年、公社と借り手は4年から5年の契約となっております。今回利用権を設定する土地の地目、面積等が記載されていますのでご覧ください。なお、案件は2件で総面積は3,559㎡でございます。

それでは、賃借権の再配分1件1筆分について説明をいたします。賃

借権の再配分設定に係る申請でございます。申請人に関しましては、貸し手が〇〇県の方、借り手が農業公社を介して〇〇町の〇〇の方でございます。(申請地所在について説明)。69ページは賃借権設定の転貸関係の書類となっております。期間は公社と借り手は4年。賃借料の支払いにつきましては、記載のとおりでございます。70ページから71ページまでに地籍図・現況写真を、72ページには調査書を添付しております。現地調査につきましては、担当農業委員と担当推進委員とともに11月6日に行っております。以上でございます。

議長

それでは、事務局の説明が終わりましたので、担当農業委員から補足説明をお願いいたします。

担当農業委員

それでは説明をいたします。11月6日午前9時より、出し手の方、受け手の方、事務局長、事務局員、担当推進委員、私とで現地調査を行いました。説明の方は、さっきの畑の一角でございますので、さっきと同じということをお願いします。

議長

はい。それでは、担当委員の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。農業委員の方、何かございませんか。

事務局長

(農地利用集積について補足説明)

議長

以上、補足説明の方を踏まえまして、再度、質疑・意見等ございませんか。

(なしの声)

議長

推進委員の方、質疑・意見等ございませんか。

(なしの声)

議長

再度、農業委員の方、質疑・意見等ございませんか。

(なしの声)

議長

はい。質疑・意見がないようですので、それでは、採決をいたします。再配分設定1件1筆分について、異議がない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)



議長 はい。全員挙手により、再配分設定 1 件 1 筆分につきましては、原案のとおり決定いたします。

議長 続きまして、賃借権の更新設定 1 件 1 筆分について事務局の説明をお願いいたします。

議長 続きまして、賃借権の更新設定 1 件 1 筆分について、事務局の説明をお願いします。

事務局長 それでは、賃借権の更新設定 1 件 1 筆分について説明いたします。賃借権の更新設定に係る申請でございます。申請人に関しましては、貸し手が〇〇区の方、借り手が農業公社を介して〇〇町の〇〇の方でございます。(申請地所在について説明)。73 ページは賃借権設定の転貸関係の書類となっております。期間は公社と借り手は5年。賃借料の支払いにつきましては記載のとおりでございます。74 ページから75 ページまでに地籍図・現況写真を、76 ページに調査書を添付しております。現地確認につきましては、事務局において確認を行っております。(場所について説明)。現在は、写真のとおりに牧草等が刈られた状態でございます。今後も牧草を植えるということと言われておりまして、きちんと管理されているというふうに確認しております。以上でございます。

議長 はい。それでは、事務局の説明が終わりましたので質疑に入ります。農業委員の方、何かございませんか。

(なしの声)

議長 推進委員の方からの質疑・意見等ございませんか。

(なしの声)

議長 再度、農業委員の方、質疑・意見等ございませんか。

(なしの声)

議長 はい。質疑・意見がないようですので、それでは、採決をいたします。更新設定 1 件 1 筆分について、異議がない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長 はい。全員挙手により、再設定 1 件 1 筆分につきましては、原案のとおり決定いたします。

議長 次に日程 10、議第 58 号「農業振興地域整備計画の変更に係る農業委員会意見検討について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局長 それでは議第 58 号について説明をいたします。総会資料の 77 ページをご覧ください。議第 58 号「農業振興地域整備計画の変更に係る農業委員会意見検討について」農業振興地域整備計画について、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 条の 2 の 2 項の規定により、山江村長から意見を求められたので、この計画について意見を求める。令和 5 年 11 月 10 日提出、山江村農業委員会会長。78 ページが山江村長からの意見書についての照会の写しでございます。それから 79 ページが変更箇所の明細でございます。(申請内容について説明)。農地転用の観点としましては、小集団の生産性の低い農地であり、住宅その他申請に係る土地の周辺地域において、居住する者の日常生活、又は、業務上必要な施設で集落に接続している土地でありまして、除外後は第 2 種農地に区分されると判断します。許可が可能であると想定されますので、以上のことから、今回は現地調査を行ったということになります。それから、80 ページから 85 ページに所在を写す地図・地籍図、それと 86 ページから 88 ページに現況写真を添付しております。現地調査につきましては、申請人と所有者、担当委員であります担当農業委員、担当推進委員と共に 11 月 6 日に行っております。以上でございます。

議長 はい。それでは事務局の説明が終わりましたので、立会いをしました担当農業委員より補足説明等をお願いいたします。

担当農業委員 はい。11 月 6 日午前 9 時 40 分より立会いを行っております。立会い人は申請人のご家族 3 名と、所有者の方と、事務局 2 名と担当推進委員、私で行っております。(場所について説明) 現地はですね〇〇を作付けされております。所有者と耕作者は異なりますが、双方共に面積が減少することに関して異議はないということでした。申請人の方は、〇〇村出身ですが、現在は〇〇市に住まわれております。申請許可後は、住宅を建てて山江村に移住されるということでした。以上です。慎重審議の程よろしくをお願いいたします。

議長 はい。同様に立会いしました担当推進委員から何かございませんでしょうか。

担当推進委員

ありません。

議長

はい。それでは、担当委員の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。農業委員の方、何かございませんか。

事務局長

補足を事務局から説明をさせていただきたいと思います。今回の改選、7月にございまして新しい方もおられますので、今回初めての総会案件かと思っております。これについてはですね、まずは農業振興地域計画というのをですね、5年間で見直していくというような計画がございませうけれども、これによって当然、5年間のうちにですね変更とか編入とか出てまいります。それに対する、今回、これは村の方からと言いますか、〇〇課が担当課しておりますけれども、そちらの方から依頼があつての農業委員会の意見決定ということで、今回上がってきた案件でございませう。これにつきましては、先ほど言いましたように農業振興地域でございませうので、農業として最も必要な所というような位置づけになっておりました、その農地の除外ができるのかどうかというですね、依頼がきております。今回いろいろ除外の条件はございませうけれども除外については概ね住宅地の転用が主で、だいたいこういう、全部ではございませうけれども住宅を作りたいということで、その農振地から除外をして、また転用かけたいというような事があがってくるものですから、それに対する農業委員会の意見決定というような案件でございませう。今回の案件につきましてはですね83ページを見ていただきたいと思ひますけれども、82、83ページですね、82ページについては先ほど言ひましたとおりですね、全体の面積が1,526㎡、82ページの申請地と書いてありますけれども、この黒枠ですね、黒枠でありますのが1,526㎡ございませうけれども、そのうちの330㎡ですね、赤で斜線引いてあります、この部分だけを除外したいという村の方の考え方でございませう。先ほど言ひましたとおり、この除外後その黒枠の空白の部分については農振農用地、そのまま農振地として残すというような計画であるということございませう。それと83ページですね、ちょっと見ていただいて、この農振地というのが黄色です。黄色の色がついているのが農振地ということになっておりました、ここの中に赤でちょっとでておりますけれども、ここを除外したいということございませう。農振地が連なっておりますけれども、角ということですね、今回、申請が出てるんではないかなというふうに考えておるところでございませう。それと84ページを見ていただいて、ここ黄色は農振地になっておりますけれども、赤ですね、赤についてはこれ住宅地です。住宅地が現在ありまして、今、赤の先ほど言ひました申請地については丁度、上の方は住宅地になっておりました、それに接地します土地でございまして、ここを、農振を除外できな

いかということで今回上がってきている案件でございますので、見ていただいて慎重審議をお願いしたいというふうに思うところでございます。以上でございます

議長

はい。只今の補足説明を受けて、再度、皆様方からの質疑・意見ございませんでしょうか。

事務局長

すみません。もう1点だけよろしいでしょうか。事務の流れをもう1回整理をしたいと思うんですけども、今回、先ほど言いました村の方から農振除外の申請についての意見をですね農業委員会に求められております。農業委員会としては先ほど言いましたとおり農振地をですね、農業振興地域と言いますが、農振地を除外できるかどうかということで農業委員会に意見を求められています。農業委員会は何を決定するかと言いますと、その後の転用ですね、転用が可能かどうかというような意向を村の方に返すというのがだいたい基本的になっておりまして、先ほど私も説明の中でですね、2辺が接続しているということで、ここは先ほど言いました家が、住宅地が目の前にありまして、この辺りであれば転用が可能ではないか、間違いなく可能とは言えませんが、可能ではないかという意見をですね、村の方には返せるのではないかとということで見たところでございます。その後に今度は村の方とすれば農振委員会というのがありまして、そこの中でその農業委員会の意見とかいろんなところの意向をですね含めて、それを審議しながら除外ができるかどうかというのをまた農振委員会の方ではですね、その検討をされます。あくまでも農業委員会が農振の除外が可能ではないかというような意見をつけても、もしかすると農振委員会ではダメというようなこともあり得ます。今までもそういう案件は何件かありましたので。最終的にはですね、うちの、村の転用についてもなんですけど、転用については最終的には村の決定後、それから農振の除外についても県の許可ですので村としてはですね、除外とか、転用の意見を伝えても最終的に県の方がダメということであればですね、できないというふうになっておりますので補足で説明させていただきたいと思えます。

議長

よろしいでしょうか。農振地を外す、外さないの決定権は農業委員会ではなくて、あくまでも参考意見として農業委員会の意見を出すということです。そういうのを踏まえて、再度、質疑・意見等がありましたらよろしく願いいたします。

議長

はい。〇〇委員。

〇〇推進委員

県がその決定をするということなんですけど、ダメな場合の理由とか何か

確定されてあるんですかね。

事務局長

先ずは、私が先ほど言いました小集団で小さい集団ですね、ここの農地が〇〇委員の家のちょうど近くで、ご存じだと思うんですけども、ちょうど農地がありますけれども、周りに山林とかですね結構あって、ちょっとそこは分断、専門的にいきますと分断という言葉を使います。これがですね、逆に言うと84ページをちょっと見ていただいでですね、上に〇〇の道が走っているんですけど、その上の方の黄色い大集団がありますが、これは〇〇です。もしですね、こういうところに家を作ろうと思っても、先ず外せないと思います。基本的に、県としてはですね。一応、意向として先ほど言いましたとおり住宅地が若干あって、農地も集団的には先ほども言いました申請地についてはそこまで大きくない集団ではあるので、私が外せるというのは言えませんが、こういうことであれば今までの案件から言うとはですね、転用ですね、農振が外れるかどうかはちょっと分かりませんが、転用自体は可能かなという事は考えてます。転用自体はですね。最終的には県の決定なんですけれども、事前にですね県の方にも確認しながら進めてはっております。先ほど言いました上の方の〇〇に、この真ん中あたりにですね除外して家を建てたいと言っても先ずこういう所は必ずできないというふうな事になりますので、この辺りは住宅地と言いますか、集落も点在しております、先ほど言いましたとおり森林とか原野の方で分断できておりますので宅地としては可能かなと。ただ、その農業振興地域にはここは元々入っておりますので、先ず転用をかける前にですね、除外をしないと転用はできません。転用が先ということではなくてですね、除外が先で、除外後に今度は転用申請がまた、この除外がされた後ですね、またこの申請者の方が転用の申請をされてくるというふうに思っているところでございます。

議長

よろしいですか。他にございませんか。

4番農業委員

はい。ちょっとよろしいですか。

議長

はい。〇〇委員。

4番農業委員

宅地に転用申請されるということだと思ってしまうんですけども、入り口とか、非常にここは狭いかなというふうに思うわけですね。宅地法が何かで道幅がどれだけないと建てられないとかあったような気もするんですけども、そうした場合、この手前の農振地を道として削るということも考えらるんですかね。どうですかね。

事務局長 私も建築基準とかですね、そのあたりちょっとよく分からないんですけども、当然先ほど言われたとおり道幅がちょっと狭いですね。入っていく時にですね。今回の申請については住宅メーカーが先に動いているようです。住宅メーカーが先に動いているということは可能ではないかというふうに考えられて、その土地をですね適地として求められてるのではないかなというふうに事務局としては考えているところです。

議長 よろしいですか。

4 番農業委員 はい。

議長 他に、質疑・意見等ございませんか。

(なしの声)

議長 農業委員の方、ありませんか。

(なしの声)

議長 推進委員の方、意見ございませんか。

(なしの声)

議長 再度、農業委員の方、意見ございませんか。

議長 はい。それでは質疑・意見等ないので、それでは採決をいたします。議第58号「農業振興地域整備計画の変更に係る農業委員会意見検討について」異議がない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長 はい。全員挙手により、議第58号につきましては、農業委員会の意見としては異議なしということで提出をいたします。

議長 次に日程11「その他」となっております。事務局より連絡をお願いいたします。

事務局長 ○ホームページ用議事録について  
○活動記録表について  
○利用状況調査について

議長 皆様方から他にありませんか。

議長 ○○推進委員どうぞ。

○○推進委員 この説明は。

事務局長 これは○○課の方から情報共有ということで上がってきている案件でございます。農地の受け手の希望がありましたら誰か情報をお願いしますということではございますが、○○側ですね、ここを貸したいという情報の情報ですので、いろいろ農業委員の方とかですね情報を持っておられましたら、事務局なり、○○課に情報を送っていただきたいというふうに思っています。それから2枚目が耕作者を探しています。これは○○さんですね。○○に上がる所の○○さんの畑でございます。そこですね今、耕作をされておりませんので誰かおられたらお願いをしたいというふうな事でございます。よろしいでしょうか。

○○推進委員 前は何か作っとんなったっですかね。

事務局長 ここは野菜だったですね。家庭菜園です。

議長 あと、他に何かありませんでしょうか。

(なしの声)

議長 ないようですので、それでは次に日程12「今後の行事」に移ります。事務局より説明をお願いいたします。

事務局長 今後の行事について説明。

議長 それでは日程13「閉会」に移ります。以上を持ちまして、農業委員会11月期総会を閉会いたします。どうも、お疲れ様でした。

令和5年11月10日(金)午前10時20分終了

議長\_\_\_\_\_

委員\_\_\_\_\_

委員\_\_\_\_\_